

監査対象法人名	指導監査 実施年月日	指摘内容	是正改善状況
社会福祉法人 萌え木の里	令和元年 11月22日	<p>1 法人運営</p> <p>(1) 理事に委任されている範囲を、理事会の決定において明確に定めること。</p> <p>(2) 議事録に必要事項を記載すること。また、議事録に法令又は定款で定める議事録署名人の署名又は記名押印すること。</p> <p>(3) 理事・監事の報酬等の額は、定款又は評議員会の決議によって定めること。</p> <p>(4) 理事・監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、支給の基準を定め、評議員会の承認を受けること。また、新たに支給の基準を作成する際には、支給の基準の内容と定款で定める内容の整合を図るとともに、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮した上で定めること。</p> <p>(5) 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を公表すること。</p> <p>(6) 登記事項の変更がある場合は、組合等登記令に定めるところにより、変更の登記を行うこと。</p>	<p>改善中</p> <p>改善済</p> <p>改善中</p> <p>改善中</p> <p>改善中</p> <p>改善中</p>

監査対象法人名	指導監査 実施年月日	指摘内容	是正改善状況
		<p>2 会計管理</p> <p>(1) 国庫補助金等特別積立金の積み立て、取り崩しの会計処理は、会計基準に則り行うこと。</p> <p>(2) 作成すべき附属明細書について、作成すること。</p> <p>(3) 財産目録について、適切な拠点区分に資産を記載すること。</p>	<p>改善済</p> <p>改善済</p> <p>改善済</p>